

民法(債権関係)改正普及・啓発パンフレット 「民法改正 取引はどうなる?」の概要について

1. 目的

本年6月2日に改正民法(債権関係)が公布され、2020年に施行が見込まれています。改正の対象は約200項目にも及び、企業活動や国民生活への大きな影響が予想されることから、中小・小規模企業に対する影響が大きいと思われる内容について、コンパクトにまとめて解説しています。特に、法務担当者や顧問弁護士のいない中小・小規模企業における対応のヒントも盛り込み、施行されるまでに、どのような準備をすればよいのか確認できる資料としてご活用ください。

民法改正 取引はどうなる?

2. 構成・内容

(1)構成

ビジネスパーソンが理解しやすいよう、条文順ではなく、実際の事業経営や取引の流れに沿って、今回の改正が実務に与える影響に関して、重要度・頻度が高い主要10項目を厳選し、取り上げています。

ページ構成

「改正のポイント」
改正内容を
簡潔に明示

「解説」
分かりやすい
説明

「実務のポイント」
取引への影響や対応
のヒントなど

(2)内容

資金を借りて創業する、事業の拡張をする

保証

個人保証が制限される(保証人保護のために手続きが強化される)

事業を行う

賃貸借

通常の損耗や経年変化は借り手の原状回復義務の範囲外であることが明文化敷金原則返還ルールが明文化

一般的な流れ

個人保証をする

事務所を借りる
移転をする

事業を行う

約款

保険契約を結ぶ
運送契約を結ぶ
リース契約を結ぶ 等

定型取引について、約款の使用に合意すると、個別条項にも合意したことになる合理的な事情があれば、定型約款の条項は変更されうる

原材料を仕入れる
商品を売る

売買契約【危険負担】

商品等の引渡し前後で、売主・買主の責任が明確化される

契約内容に合致して
いない

売買契約【契約内容不適合】

「契約内容に適合しないもの」である場合、修補や代金減額の請求等もできることが明確化される

契約を解除する

売買契約【契約の解除】

売主の責任の有無を問わず、不履行で契約目的を達成できない場合には、催告せずに契約を解除できる
軽微な不履行は解除できない

業務請負や受託をする

請負

「契約内容に適合しないもの」である場合、修補や代金減額の請求等もできることが明確化される
仕事が途中で終了しても、請負人の報酬請求が認められる

資金繰りの工夫をする

債権譲渡

譲渡制限特約が付いている債権も、法律上は譲渡が可能になる

資金を回収する

消滅時効

時効期間は10年又は知った時から5年になる
職業別の時効期間の定めは無くなる
相手との協議によっても時効の完成猶予ができるようになる

遅延損害金
不測の事態・事故 等

法定利率

年3%になる。3年毎に見直される

3. 販売方法

1冊300円(税込)で10月19日(木)から一般販売を開始。

以下のURLから直接、株式会社ぎょうせいに、お申し込みください。

<https://krs.bz/gyosei/m/mintorihiki>

【販売・送付等に関するお問い合わせ】

株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 担当:出口雅士、浅野亮

Tel:03-6892-6566 Fax:03-6892-6925

一般的な流れ